

総務消防常任委員会会議録

- 1 日 時 平成28年9月9日（金）
午前9時27分～午前11時35分
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 長南良彦 副委員長 菅原和子
委員 吉田良 委員 佐藤正博
委員 小野寺美穂 委員 山田龍太郎
委員 郷内良治
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 総務部長 渋谷武志
出席をした 総務部次長兼 大久初見
者の職氏名 防災安全課長
防災安全課 小笠原博志
防災係長
- 6 事務局職員 主 事 高野未桜
- 7 付議事件
 - (1) 所管事務及び議案関連事業箇所等の現地調査について
 - (2) 陳情第12号 3・11東日本大震災第三者検証委員会報告書の再確認と市が契約した減災・復興支援機構が後世に残すべき報告書の元資料を廃棄した件に関する検証と対応措置についての陳情

午前9時27分 開会

○委員長（長南良彦） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから総務消防常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、総務部長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告をいたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

初めに、付議事件の（1）所管事務及び議案関連事業箇所等の現地調査についてを議題といたします。

本日の行程等につきましては、さきの委員会において決定しているとおりであります。

なお、帰庁後の執行部からの聞き取り調査は行いませんので、現地調査中に個別に確認していただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、これより現地調査を行います。

現地調査終了まで、休憩といたします。

午前 9時28分 休憩

午前10時57分 再開

○委員長（長南良彦） 再開いたします。

これより、付議事件の（2）陳情第12号 3・11東日本大震災第三者検証委員会報告書の再確認と市が契約した減災・復興支援機構が後世に残すべき報告書の元資料を廃棄した件に関する検証と対応措置についての陳情を議題といたします。

これより執行部からの聞き取り調査を行います。

この際、陳情調査の進め方について申し上げます。

初めに、執行部より、陳情の要旨（3）に係る現状及び執行部の考え方について説明をいただき、委員各位より質疑をお受けいたします。

質疑を終結し、執行部退室の後、委員各位より御意見を伺う形で進めてまいります。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

○休憩中の要旨

(防災安全課)

- ・地域防災計画については、災害対策基本法及び宮城県地域防災計画の改正内容を基本とし、第三者検証委員会からの提言及び名取市津波等ソフト対策協議会で取りまとめた教訓を踏まえ、名取市地域防災計画修正検討委員会において防災計画の素案を作成し、自衛隊及び県の機関並びに指定公共機関に確認及び意見を求め、2回の防災会議を経て減災対策も含めて改訂した。
- ・第三者検証委員会からの提言及び津波等ソフト対策協議会でまとめた教訓を踏まえ改訂した部分は、地域防災計画の中で網掛けにし、「＜東日本大震災の教訓＞」として示している。
- ・災害時の職員行動マニュアルについては、東日本大震災の教訓をもとに素案を作成し、各災害対策部に意見を求めた上で平成28年3月に策定した。今後は、災害対策本部運用訓練等を実施しながら随時修正していく。
- ・指定避難所での対応職員は事前に決めて周知をしている。
- ・市民への周知については、各地区でワークショップを2回ずつ開催して作成した地区防災マニュアルを配布している。
- ・今後は、これまでの取り組みの成果を生かし、市民の防災意識の啓発及び防災リーダーの育成並びに災害対策本部運用訓練等により、自助・共助・公助の向上が図れるよう取り組んでいく。

(質) 第三者検証委員会報告書には、「いまだに未解明な部分も少なくありません」とあるが、この未解明な部分を解明しないと市民の不安や疑念は払拭できない。担当課としては、この未解明な部分をどう捉えているのか。

(答) 第三者検証委員会報告書に書いてある「未解明な部分」が何に該当するのかは把握していない。あくまでも提言をいただいて、それと合わせて津波等ソフト対策協議会からの教訓を踏まえ、地域防災計画の見直しをしてきた。

(質) 陳情の要旨の(3)に「第三者検証委員会報告書の検証結果やその後究明した事実」とあるが、市として捉えているものはあるか。

(答) 「その後究明した事実」とは何を指すのか捉えていないが、市としても学識経験者や部課長等を含め、当時の行動記録や教訓を取りまとめている。それらを地域防災計画の見直し等に生かしている。

(質) 陳情の理由の(3)に「市に対して質疑応答や検証報告書についての説明を望んできましたが、全く応じてもらえませんでした。」とあるが、現在そういったものを受け付ける窓口はどのようになっているのか。

(答) 第三者検証委員会は独自に調査をしており市は関与していないため、説明はできかねる。

(質) 窓口が必要なのでは。

(答) 第三者検証委員会の体制は、「災対本部活動検証チーム」「避難行動検証チーム」「無線不具合検証チーム」の3つに分かれている。市としては災害対策本部については説明できるが、避難行動や防災行政無線のふぐあいについては専門性もあり説明できない。

(質) 避難行動の検証については専門性がなく、説明が可能なのでは。

(答) あくまでも第三者検証委員会が独自にヒアリング等をして調査したものである。

(質) 市民から第三者検証委員会報告書の中の災害対策本部についての質問はなかったのか。

(答) 陳情の要旨にある「第三者検証委員会報告書の検証結果やその後究明した事実」について、我々が承知していることはない。

午前11時23分 再開

○委員長(長南良彦) 再開いたします。

以上で、陳情第12号に係る執行部からの聞き取り調査を終了いたします。

執行部におかれましては、休憩中に出されました意見等を踏まえられ、今後

の事務事業の執行に当たられますようお願いいたします。

執行部の皆様には、大変御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時24分 再開

○委員長（長南良彦） 再開いたします。

これより、陳情第12号について委員各位より御意見をお伺いいたします。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午前11時24分 休憩

○休憩中に委員から出された意見

- ・市としては第三者検証委員会からの提言を踏まえ地域防災計画を見直しているとの説明であるが、第三者検証委員会報告書では未解決な部分もあると述べており、完璧なものをつくれないのではないか。第三者検証委員会報告書を受け取るだけでなく、市として「未解明な部分」が何を指しているのかを明確にするよう求めるべき。
- ・引き続き具体的な防災・減災対策の履行をすべき。
- ・市に対して「未解明な部分」を明らかにすべきとは言い切れないのではないか。
- ・地域防災計画等を時代に沿って新しいものに差しかえて、市民への周知を徹底すべき。

（まとめ）

市当局に対し、地域防災計画及び災害時の職員行動マニュアル並びに地区防災マニュアルについて、時代に合わせて新しいものに改めながら、市民への周知を徹底するよう求めることとした。また、未解明な部分が解明しないと本来の災害対策ができないのではという懸念を踏まえ、未解明な部分について明確にするよう市当局に求めることとした。

○委員会調査報告書案の作成は委員長に一任することとした。

午前11時34分 再開

○委員長（長南良彦） 再開いたします。

お諮りいたします。陳情第12号に係る委員会調査報告書案の作成につきましては、休憩中の協議を踏まえ、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、委員会調査報告書案の作成につきましては、委員長に一任することに決定いたしました。

なお、委員会調査報告書案については、次回委員会においてお示ししたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、次回委員会は9月16日金曜日、午後1時、議員協議会室において開催いたしますので、御参集方よろしく願いいたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時35分 散会

平成28年9月9日

総務消防常任委員会

委員長 長南良彦